

## 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福祉・介護人材の安定的な確保と定着を図るため、市内の福祉事業所に新たに介護職員として従事した者に対し、予算の範囲内で民間賃貸住宅の家賃に係る経費の一部を補助することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉事業所 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業を実施する事業所又は施設をいう。
- (2) 介護職員 福祉事業所に勤務する者であって、高齢者等の家庭を訪問して生活援助及び身体介護を行うもの又は当該福祉事業所において利用者に対する入浴、排せつ、食事等の介助に従事するものをいう。
- (3) 民間賃貸住宅 住宅の所有者と賃貸借契約を締結し、介護職員の居住の用に供する住宅（市営、県営住宅等の公的賃貸住宅を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付申請時において市に住所を有する者であって、納期限が到来している市税、介護保険料及び国民健康保険料（税）に未納がないもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和5年度以後、初めて介護職員として市内の福祉事業所に勤務した者
- (2) 市内の福祉事業所に週20時間以上勤務している者
- (3) 市内の福祉事業所に3か月以上継続して勤務（同一法人の市内の福祉事業所に勤務先が変更となった場合を含む。）し、引き続き勤務する意思を有する者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が借り上げる民間賃貸住宅に係る費用のうち、賃借料、共益費、管理費及び駐車場使用料（以下「家賃」という。）であって、補助対象者が支払ったものとする。ただし、敷金、礼金及び更新料は、補助対象としない。

2 補助対象者が勤務先の福祉事業所等から住居手当等の支給を受けている場合は、補助対象経費から、当該支給額を控除するものとする。

### (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1か月ごとの補助対象経費の2分の1の額とし、1万円を上限として算定するものとする。

2 補助金は、補助対象者1人につき通算12か月分を上限として支給するものとする。ただし、補助対象者が廃止前の長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付要綱（令

和3年長浜市告示第110号)に基づく補助金の交付を受けている場合においては、上限は、12か月分から当該補助金の交付を受けた期間の月数を控除した月分とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付申請に係る雇用証明書(様式第2号)
- (2) 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
- (3) 家賃の支払が確認できる書類
- (4) 補助金の振込先の通帳の写し

2 前項の規定による申請は、3月又は10月に行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、内容を審査の上で交付の可否を決定し、長浜市福祉・介護人材確保対策事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 規則第14条第1項に規定する実績報告は、第6条第1項の規定による申請をもってなされたものとみなす。

2 規則第15条第1項に規定する補助金の額の確定及びその通知は、前条の規定による交付決定及び通知をもってなされたものとみなす。

(交付決定の取消し及び不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金を受けた者に対し、第7条の規定による交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定については、同日後もなおその効力を有する。